

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成22年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成21年9月18日付鳥取県告示第591号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

東伯郡琴浦町 以西財産区	東伯郡琴浦町大字大父字美濃海997の1（次の図に示す部分に限る。）
〃	東伯郡琴浦町大字大父字美濃海997の253
〃	東伯郡琴浦町大字大父字美濃海997の254
〃	東伯郡琴浦町大字大父字美濃海997の255
〃	東伯郡琴浦町大字大父字美濃海997の256
〃	東伯郡琴浦町大字大父字美濃海997の257
〃	東伯郡琴浦町大字大父字美濃海997の266
〃	東伯郡琴浦町大字大父字美濃海997の269
〃	東伯郡琴浦町大字大父字美濃海997の270
中国四国農政局 東伯農業水利事業所	東伯郡琴浦町大字大父字美濃海997の270（国有林）
東伯郡琴浦町 以西財産区	東伯郡琴浦町大字大父字美濃海997の271

（2） 保安林として指定された目的

水源のかん養

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

以西村	東伯郡琴浦町大字大父字長楽寺943の94
池山克宏	東伯郡琴浦町大字山川字柴尾906

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字山川字柴尾906（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

東伯郡琴浦町 以西財産区	東伯郡琴浦町大字山川字勝田川頭東平808の2
〃	東伯郡琴浦町大字山川字勝田川頭東平808の16

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森
林・林業総室及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 琴浦町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業総室